

2026 年度 UMAP 多大学間学生交換プログラム

(UMAP Program A 2027 Spring) 募集要項

本募集要項は、本学が大学間交流協定を結んでいる、アジア太平洋大学交流機構 (University Mobility in Asia and the Pacific (以下、「UMAP」という。)) 実施の多大学間学生交換プログラム (UMAP Program A: Multilateral Exchange (UME)) による交換留学 (以下、「UMAP 交換留学」という。) を希望する学生の募集について定めるものである。

なお、UMAP 及び UMAP 参加大学、また UMAP 加盟国・地域の事情により、以下の情報は、予告なく変更となる場合がある。

1. UMAP 交換留学とは

UMAP とは、アジア・太平洋地域における学生・教職員の交流を促進する目的で発足した団体である。本学は UMAP と大学間交流協定を結んでおり、「大学間交流協定校への交換留学」に準じ、UMAP 参加大学へ学生を派遣している。

留学期間は本学における修業年限に算入され、留学先大学での授業料は、協定に基づき免除される。ただし、語学等の授業については、授業料が別途必要となる場合がある。

留学中に取得した単位の認定は、所属学部・研究科の判断による。

2. 募集定員

27 名

3. 交換留学先として選択できる大学

留学先として選択できる UMAP 参加大学は、募集の都度異なり、このたびの募集先は以下 URL の USCO (UMAP Student Connection Online) ウェブサイトに掲載のとおり。

➤ <https://usco2.umap.org/>

(プルダウンで今回の対象である「Program A&B」, 「2027」 「Spring」を選ぶ)

なお、2027 年春学期の情報は、募集を実施する大学が 6 月 26 日 (金) までに掲載する予定である。

注意：本プログラムでの留学を希望する場合は、応募前に問い合わせが必要となる。

7 月 3 日 (金) 正午までにメールで連絡すること。

問い合わせ先：国際交流推進課派遣留学係 (studyabroad@adm.niigata-u.ac.jp)

4. 交換留学の期間及び在籍身分

(1) 留学期間は、原則として 2027 年 2~3 月頃から、1 学期間又は 2 学期間とする。*

(2) 留学する学生の本学での在籍身分は「留学」であり、休学による留学は認められない。留学先大学においては、学位の取得を目的としない学生として取り扱われる。

※留学開始時期は、UMAP 参加大学によって異なる。詳細は、各大学の情報掲載ページに記載の授業暦を参照のこと。また、留学開始時期が本学の第 2 学期 (第 4 ターム) 授業期間又は試験期間に重なる場合、授業等に支障がないことを必ず確認のうえ、応募すること。

5. 応募資格

交換留学に応募する学生は、次の要件を全て満たす者でなければならない。

(1) 留学期間を通して、本学の学部又は大学院の正規課程に在学していること*

募集要項 (UMAP 交換留学)

- (2) 留学終了後、本学で学業を継続又は学位を取得する意思を有し、留学中の本学における在籍身分が「留学」であること
- (3) 学業成績及び人格等に優れていること
- (4) 留学の目的及び計画が明確で、留学が教育上有益と認められること
- (5) 協定校における学修に支障のない水準の語学力を有していること
- (6) 留学に必要な査証（以下、「ビザ」という。）が確実に取得でき、指定された期間に渡航可能であること

※大学院生（現地の大学院へ留学する場合）及び外国籍を有する学生については、条件が異なる場合があるため、応募前に必ず国際部国際交流推進課（以下、「国際交流推進課」という。）へ問い合わせること。

6. 出願要件

出願の際に必要な語学・成績要件は、UMAP 参加大学によって異なるため、各大学の情報掲載ページを確認すること。語学要件を定めている場合は、応募時点で要件を満たしている必要がある。

なお、授業は原則として英語で行われるため、語学要件が課されない場合も、英語で履修し、単位を取得できる程度の英語力が必要とされる。（但し、専攻によっては、現地語のみで提供される場合もある。）

7. 募集説明会

「大学間交流協定校への交換留学」とあわせ、本交換留学の募集説明会を以下の日程で行う。応募を検討する学生は、学務情報システム連絡通知で詳細を確認のうえ、必ずいずれかに参加すること（説明会の内容は両日とも同じ。）

【日時・場所】

対面 6月10日（水） 16:30～18:00 五十嵐キャンパス 総合教育研究棟2階 B251
オンライン 6月12日（金） 12:10～12:50

※やむを得ず説明会に出席できない場合は、個別に対応するので、下記に必ず連絡をすること。

➤ 問い合わせ先：国際交流推進課派遣留学係 (studyabroad@adm.niigata-u.ac.jp / 025-262-6797)

8. 応募方法

UMAP 交換留学に応募する者は、以下①～⑥の書類を、提出期限までに国際交流推進課へ電子データにより E メールで提出すること。（⑥指導教員推薦書（様式4）は、作成された教員から直接提出いただくよう依頼する。）なお、④誓約書については、後日原本の提出を指示するため、各自大切に保管しておくこと。

<応募書類>

	提出書類	留意事項	提出様式
応募学生作成			
①	UMAP 交換留学(プログラム A) 申請書 (様式 1)。	フォーマットやページ数は変更しないこと。自署欄以外は、手書き、PC による入力いずれも可。自署欄は、申請書を印刷し、 <u>本人、保護者等保証人が必ず直筆で記入すること（代筆不可）。</u>	PDF（署名後のもの）
②	留学志望理由書・学修計画書（様式 2）和文又は英文。	複数の大学を希望する場合は、大学ごとに作成すること。各項目すべて記載すること。	WORD

募集要項 (UMAP 交換留学)

③	TOEFL iBT , 又は IELTS(Academic Module)スコア レポートの写し		PDF
④	誓約書 (様式3)	内容を確認の上, 応募者及び保護者等保証人それぞれが自署欄に署名, 押印したものを提出すること。 (後日原本の提出が必要となるため, 大切に保管しておいてください。)	PDF (署名後のもの)
⑤	2026年度第1学期(第2ターム)のスケジュール(様式4)		EXCEL
指導教員作成(教員より国際交流推進課に直接提出)			
⑥	指導教員推薦書(様式5)和文又は英文。ページ数指定なし。)	所属学部・研究科の指導教員(指導教員を持たない場合は, 学年担当教員等。不明な場合は, 所属の学務係に確認してください。)に十分な時間的余裕をもって依頼すること(目安として7月2日(木)までに依頼してください)。応募書類の内容を必ず確認いただくこと。推薦書の作成を依頼した教員名及び依頼日について①共通申請書に記載すること。複数の大学を希望する場合も, 推薦書は1通のみで可。	原本またはPDF
国際交流推進課にて学務情報システムより発行			
⑦	成績通知書	応募書類の一つとして, 国際交流推進課で準備する	

<様式ダウンロード先>

<https://www.niigata-u.ac.jp/international/study-abroad/exchange/umap/>

<応募書類提出期限> 2026年7月9日(木)12時(正午) ※締切厳守

応募を検討する場合は, 事前に国際交流推進課に期限(2026年7月3日(金)正午)までに連絡を入れたうえで, 応募すること。

<提出方法> Eメール

※提出書類チェックリストで提出上の注意事項を確認すること。提出書類の不足, 漏れ(署名など)があった場合, 応募が認められない場合があるので, 注意すること。

<提出先メールアドレス> 国際部国際交流推進課 派遣留学係 (studyabroad@adm.niigata-u.ac.jp)

※なお, UMAP への出願締切まで時間の余裕がないことから, 応募書類を提出した者には, 選考結果通知前に, USCO システムからのオンライン申請の準備について個別に説明を行う。

9. 選考方法

学内選考は、学業成績及び書類・面接による適性審査により、総合的に行い（120点満点中、学業成績を60点、適性審査を60点とする）、原則として、点数の高い者から順に採用する。ただし、協定校が語学要件を定める場合、語学要件を応募時点で満たしている者を、優先して採用する場合がある。

(1) 学業成績

前年度の学業成績をもとに、下の表及び計算式により算出する「成績評価係数」（3.00満点）に20を乗じ、60点満点にて評価する。

[成績評価係数の算出方法]

下記の表により「成績評価ポイント」に換算し、計算式に当てはめて算出（小数点第3位を四捨五入）

	成績評価				
4段階評価(パターン1)	—	優	良	可	不可
4段階評価(パターン2)	—	A	B	C	F
4段階評価(パターン3)	—	100～80点	79～70点	69～60点	59点以下
5段階評価(パターン4)	100～90点	89～80点	79～70点	69～60点	59点以下
5段階評価(パターン5)	S	A	B	C	F
5段階評価(パターン6)	A	B	C	D	F
成績評価ポイント	3	3	2	1	0

(計算式)

$$\frac{(\text{評価ポイント3の単位数} \times 3) + (\text{評価ポイント2の単位数} \times 2) + (\text{評価ポイント1の単位数} \times 1) + (\text{評価ポイント0の単位数} \times 0)}{\text{総登録単位数}}$$

※履修した授業について単位制を採らない場合は、科目数を全て単位数に置き換えて算出すること。

成績評価係数の算出にあたり、点数による評価がない場合は次のとおり算出する。

- ① 点数等により成績評価がなされない「認定」の場合は、計算から除外する。
- ② 「履修放棄」した科目については、0点にて計算する。

新潟大学における前年度の学業成績がない場合は、次のとおりとする。

- ① 原則として、「(2) 書類・面接による適性審査」により評価された点数を、学業成績の点数とする。
- ② 1年生が2学期に応募する場合等で、前学期の成績がある場合は、これをもとに算出する。
- ③ 前年度の全部又は一部を休学していた場合で、前年度の成績の一部や前学期の成績がある場合は、これをもとに算出する。
- ④ ③に該当するが、履修科目数が極端に少ない場合は、①の方法により評価する。

なお、前年度の新潟大学における所属学部・研究科が選考時と異なる場合（学部から大学院に進学した場合等）も前年度の成績をもとに算出するが、他大学から編入した場合等、新潟大学における前年度の学業成績がない場合は、①の方法により評価する。ただしその際は、他大学等における直近の成績証明書を参考資料として提出すること。

(2) 書類・面接による適性審査

応募書類及び選考委員による面接により、①人柄 ②目的意識・計画性 ③語学力を、各10点、計30点満点にて評価し、これを2倍とする（60点満点）。①人柄 ②目的意識・計画性は選考委員が評価し、③語学力については、協定校が語学要件を定める場合、応募時点で語学要件を満たしている者には10点を与えるものとする。なお、これに該当しない場合は、留学先の学修において主に使用する外国語について、応募者から提出された語学検定試験の結果を別紙「新潟大学学則第56条第1項の規定による「文部科学大臣が別に定める学修」の英語及び初修外国語に関する科目における単位認定の取扱要項」

募集要項 (UMAP 交換留学)

より」に当てはめ、同表の「認定単位数合計」に記載されている単位を「1 単位」あたり「1 点」に読み替えた得点（最大 8 点）に一律 2 点を加えた点数とする（10 点満点）。ただし、③語学力をこれにより評価できない場合は、留学に向けての語学の準備状況を選考委員が評価するものとする。

(3) 選考日程

選考面接（対面により実施）は、以下のいずれかの日に行う。日時等の詳細については、応募学生に別途通知する。

2026 年 7 月 16 日（木）～7 月 29 日（水）（土日祝日を除く）

(4) 選考結果**① 学内選考結果通知**

選考結果は、面接終了後 2 週間以内を目途に、国際交流推進課から通知する。

③ UMAP 国際事務局による審査・推薦

学内選考において合格になった学生について、国際交流推進課から 2026 年 8 月 4 日までに UMAP 国際事務局へ推薦し、推薦候補者は、UMAP 国際事務局を通じて学生の希望大学に候補者として推薦される。

第 1 希望の大学に受け入れされるとは限らないので、留学を希望しない大学には応募しないこと(英語で行われる授業で自分が履修したいものがどれだけあるか、大学周辺の治安はどうか等について、十分に検討した上で希望大学を選定すること)。

③ 留学を申請した大学による選考

UMAP 国際事務局から学生の推薦を受けた大学が、当該大学の基準に基づいて書類選考を行い、入学の可否を判断する。その過程で、当該大学の定める申請書類の提出が必要となる。

最終的な受け入れの決定は、留学を申請した UMAP 参加大学から本人又は国際交流推進課宛てに通知される。

10. 合格後の辞退について

学内選考に合格した者を「交換留学候補生」として正式に UMAP 国際事務局へ推薦するため、合格後の辞退は原則として認められない。

11. 選考後の手続きについて**(1) 出願について**

学内選考に合格した者は、USCO システムからのオンライン申請を 2026 年 8 月 4 日までに完了し、また、留学を申請した UMAP 参加大学の定める期限までに、出願書類を提出しなければならない。出願後、当該大学からの最終的な入学許可を得た時点で、交換留学生としての留学が決定する。最終的な入学の可否については、当該大学の判断に基づく。

(2) 留学手続及びオリエンテーション

留学手続については、必要に応じて国際交流推進課がサポートするが、各自の責任の下に行う。国際交流推進課が実施する渡航前オリエンテーション（複数回）には、必ず参加するものとする。留学手続の方法やオリエンテーションの案内などについては、学務情報システムのメールアカウントへ通知するため、定期的に確認すること。

(3) 海外旅行保険及び危機管理サービス

本制度により留学する学生は、大学が指定する「学生教育研究災害傷害保険付帯海外留学保険」（以下、「付帯海学」という。）及び危機管理サービス「日本アイラック安心サポートデスク」に必ず加入しなければならない。なお、留学先大学が別途指定する保険への加入を求める場合は、「付帯海学」と合わせて加入する必要がある。

12. 交換留学生在が負担する費用

UMAP 交換留学による派遣学生は、授業料を本学に納入する。協定校での授業料は、協定に基づき免除される。ただし、語学等の授業については、授業料が必要となる場合がある。その他の費用（協定校と自宅間の交通費、宿舍費、教材費、留学生保険料など）については、全て各自が負担する。

13. 不測の事態等による留学の延期・中止・中断について

留学先国・地域における治安状況、感染症流行、自然災害等のやむを得ない事情又は不測の事態により、本学は学生本人の安全を第一と考え、出発の直前直後であっても留学の中止や延期、又は中断を決定することがある。その場合に発生するキャンセル料や帰国費用等については学生個人の負担となる。

なお、本学では、外務省海外安全ホームページ上の危険情報等に基づき学生の海外派遣可否について判断を行っており、危険情報又は感染症危険情報が「レベル2：不要不急の渡航は止めてください。」以上の国・地域やスポット情報で渡航自粛が呼びかけられている国・地域への派遣は、中止又は延期を原則としている。

14. 帰国時期について

留学最終学期の授業終了後（期末テスト等最終日）の翌日以後2週間以内に速やかに帰国すること。
※研究等2週間を超える特段の理由がある場合は、事前に相談すること。

15. 単位の認定等

留学先大学で取得した単位は、所属学部又は研究科の定めるところにより、単位の認定を申請することができる。詳細については、必ず所属する学部又は研究科で応募前に確認すること。また、帰国後の単位認定申請は、所属学部・研究科の所定の手続きに従い、学生自らの責任において速やかに行うこと。

16. 奨学金について

交換留學生は、給付型奨学金として、「2026年度新潟大学派遣留学支援制度(セメスター留学奨学金)」に申請することができる。学内選考に合格した学生で受給を希望する者は所属学部・研究科の学務係に申し出ること。

<https://www.niigata-u.ac.jp/international/study-abroad/scholarship/semester/>

なお、貸与型奨学金制度（返還義務があるもの）については、学生支援課奨学支援係（五十嵐キャンパス・総合教育研究棟1F①窓口 TEL: 025-262-7337）に問い合わせること。

17. 本件についての問い合わせ先

新潟大学国際部国際交流推進課派遣留学係

Eメール：studyabroad@adm.niigata-u.ac.jp / 電話：025-262-6797